

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()
当期積立額		1	円		期首社会・地域貢献準備金の金額	7
			翌 期 繰 越 額 の 計 算	日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額	8	
積立限度額		2		同上以外の場合による 益金算入額	9	
(当期の日本郵政株式会社法第13条) 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額				計 (8) + (9)	10	
積立限度超過額 (1) - (2)		3	累積 限度 超過 額 の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11	
				差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
差引社会・地域貢献準備金の金額 (12)		4		累積限度超過額 (5)	13	
				期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) - (13)	14	
累積限度超過額 (4) - 1兆円		5		貸借対照表に計上されている 社会・地域貢献準備金	15	
限度超過額合計 (3) + (5)		6	貸 借 対 照 表 と の 差 額 の 明 細	差引 (15) - (14)	16	
				貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
				当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
			前前期分以	前期末における差額 (前期の(16))	19	

別表十二（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、日本郵政株式会社が、措置法第57条の9『社会・地域貢献準備金』の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の58の2『社会・地域貢献準備金』の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「期首社会・地域貢献準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の社会・地域貢献準備金の金額を記載します。